

# 「障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について」

大津市障害福祉課

社会保障制度の原則である保険優先の考え方のもと、障害のある方が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば、介護保険サービスが優先される事となっています。

これまで障害福祉サービスを利用してこられ、65歳を迎えられる方については、誕生日の6ヶ月前に、制度についての案内通知をお送りし、円滑に制度移行ができるよう努めております。

## 1 介護保険サービス優先の捉え方について

基本的に、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険給付を優先して受け、利用する事になります。しかし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受ける事が可能かを判断する必要があります。

大津市として、障害のある方が介護保険サービスの利用が可能であり、介護認定を申請されていない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明させていただきます。

## 2 継続して障害福祉サービスが使えるケースについて

### ①障害福祉サービス固有のもの

介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては利用が認められています。(例：同行援護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援 等)

### ②要介護認定が非該当と判定された場合

障害福祉サービスを利用してこられ、65歳到達に伴い介護保険法に基づく要介護認定を受けた方が、非該当と判定された場合は継続して障害福祉サービスを利用の相談が可能です。

## 3 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給の原則について

大津市では、65歳に到達し、要介護認定を受けた場合でも、以下要件を満たす方については、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給を認める場合があります。併給可能なサービスは居宅介護における身体介護・重度訪問介護等の身体面の介護にかかるもののみが対象です。障害福祉サービスでの身体介護・重度訪問介護の利用には障害支援区分の認定が必要になります。

※障害支援区分とは、介護保険での介護認定のようなものであり、調査員による障害の状況等の調査を行うとともに、主治医からの意見書等を参考に、審査により決定します。区分は1から6まであり、6が最重度となります。

※身体介護とは在宅の障害者の方に対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助を行うサービスになります。ホームヘルプサービスとも呼称されます。

※重度訪問介護とは、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・

掃除等の家事援助、見守り及び外出時の介護等を総合的に実施する支援になります。

対象は障害支援区分4以上であって二肢以上に麻痺があり、障害支援区分調査にて、「歩行・移乗・排尿・排便」のいずれかに支援が必要な方になります。

①介護保険給付費の対象者になる以前から障害福祉サービスの居宅介護における身体介護の給付を受けていた方

②または、65歳以前に障害福祉サービスの利用がなく、難病患者であり、全身性障害がある方。

※全身性障害とは、全身にわたる運動および機能障害者で、四肢体感機能障害（四肢麻痺および四肢体感筋力低下を含む）のある方を指します。

③あくまで介護保険サービスが主体で、介護保険給付が1ヶ月の支給限度額まで行われており、ホームヘルプサービスの利用がその基準額の5割以上である方（例えば、要支援1であれば1ヶ月約52,500円が限度額であり、その半分以上をホームヘルプサービスで利用されている方。）

介護保険のケアプランによる訪問介護（ホームヘルプサービス）と要介護認定を受ける前に利用していた障害福祉サービスの身体介護の給付量（使える時間数）を比較した場合、介護1：障害1.1以上の場合、その不足分を障害福祉サービスにて給付します。

（例：障害福祉サービスにて60時間利用していたが、介護保険サービスに移行したら50時間しか使えなくなった。60：50＝障害1.2：介護1になるため、残りの10時間を障害福祉サービスにて決定できる。）

#### 4 新高額障害福祉サービス等給付費について

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳で介護保険制度に移行することで利用者負担が増加してしまうという事態（例えば非課税世帯の方が障害福祉サービスでは自己負担額が0円であったのに、介護保険サービスでは原則1割負担になる等）を解消するため、高齢の障害のある方の介護保険サービスの利用者負担を軽減する（障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額のみが償還対象。）新高額障害福祉サービス等給付という制度があります。以下の全てを満たす方が対象者となります。

- 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた方が、65歳以降にこれに対応する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する方
- 利用者及びその配偶者が、65歳に達する日の前日までにおいて、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65歳以降に本制度の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること
- 65歳に達する日の前日において、障害者支援区分が2以上であったこと
- 65歳に達するまでに介護保険サービスを利用していないこと  
（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません）

## 5 さいごに

介護保険サービス優先は原則ですが、障害福祉サービスの継続でどのような支援が受けられるか、介護保険サービスに移行した場合はどのような支援が受けられるか（デイサービス、補装具のレンタル等）をご検討頂けたらと存じます。

高齢の障害のある方等の介護保険サービスの円滑な利用にあたっては、行政・事業所等多くの関係者が、障害福祉サービスとの適用関係について理解を深めていく必要があります。